

消基発第 198 号

平成 29 年 3 月 24 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 山崎 一樹

[押印省略]

福祉事業の実施に関する規程の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正内容

(1) 奨学援護金の支給月額の上上げ

① 「小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者」に係る支給月額を 13,000 円から 14,000 円に引き上げたこと。 第 10 条第 2 項第 1 号

② 「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者」に係る支給月額を 17,000 円から 18,000 円に引き上げたこと 第 10 条第 2 項第 2 号

(2) 一部の補装具に係る福祉事業の申請について、医師の意見書の代わりに写真等を添付することができることとしたこと 別記基金様式第 1 号

(3) その他必要な字句の整理を行ったこと

2 施行期日

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用すること。

消防基金規程第三号

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 藤原忠彦

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年消防基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「一万三千元」を「一万四千元」に改め、同項第二号中「一万七千元」を「一万八千元」に改める。

別記基金様式第一号の注意事項の七の（一）の末尾に「。ただし、き損した補装具の修理を申請する場合又は補装具を滅失したため滅失前と同程度以下の補装具の再支給を申請する場合は、写真その他のき損又は滅失を容易に確認できる書類に代えることができる。」を加える。

別記様式第六号の一号紙中

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

摘		要	
付 添 看 護 関 係			
看護の 種類	<input type="checkbox"/> 普通看護 <input type="checkbox"/> 泊込看護 <input type="checkbox"/> 徹夜看護	左記の看護 を必要とし た理由	

を

摘		要	
付 添 看 護 関 係			
看護の 種類	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 普通看護 <input type="checkbox"/> 泊込看護	左記の看護 を必要 とした理 由	

に改める。

○ 福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年 10 月 20 日基金規程第 4 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>14,000 円</u></p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>18,000 円</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>別記基金様式第 1 号</p> <p>〔注意事項〕</p> <p>7 （略）</p> <p>(1) 外科後処置、補装具、リハビリテーションを申請する場合は、その実施を必要と認める医師の意見書。<u>ただし、き損した補装具の修理を申請する場合又は補装具を滅失したため滅失前と同程度以下の補装具の再支給を申請する場合は、写真その他のき損又は滅失を容易に確認できる書類に代えることができる。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>別記基金様式第 6 号</p> <p>1 号紙</p>	<p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>13,000 円</u></p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>17,000 円</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>別記基金様式第 1 号</p> <p>〔注意事項〕</p> <p>7 （略）</p> <p>(1) 外科後処置、補装具、リハビリテーションを申請する場合は、その実施を必要と認める医師の意見書</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>別記基金様式第 6 号</p> <p>1 号紙</p>

摘 要			
付 添 看 護 関 係			
看 護 の 種 類	<input type="checkbox"/> 看護師	左記の看 護を必要 とした理 由	
	<input type="checkbox"/> 准看護師		
	<input type="checkbox"/> 看護補助者		
	<input type="checkbox"/> 普通看護		
	<input type="checkbox"/> 泊込看護		

摘 要			
付 添 看 護 関 係			
看 護 の 種 類	<input type="checkbox"/> 普通看護	左記の看護 を必要とし た理由	
	<input type="checkbox"/> 泊込看護		
	<input type="checkbox"/> 徹夜看護		